

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和6年11月13日（水）
午後1時26分～午後1時34分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保
委員 二階堂 充 委員 笹森 波
委員 千葉栄幸 委員 菊地 忍
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一
次長兼議会総務係長 川上真理子
主幹兼議事調査係長 若林 潤
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 令和6年第5回名取市議会臨時会に係る会期について
 - ② 議案の取扱いについて
 - ③ 一般市政報告の取扱いについて

(2) 議長の諮問に関する事項について

① 議員の派遣について

午後 1 時 2 6 分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

はじめに、令和 6 年第 5 回名取市議会臨時会に係る会期についてを議題といたします。書記より、説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 次第書 1 ページを御覧願います。（1）令和 6 年第 5 回名取市議会臨時会に係る会期について説明いたします。

去る11月11日、令和 6 年第 5 回名取市議会臨時会の招集告示がなされました。次第書（1）の①市長提出議案は 3 か件です。内訳は、専決処分 1 か件、条例改正 1 か件、補正予算案 1 か件となっております。

まず、議案第106号 専決処分の承認について（令和 6 年度名取市一般会計補正予算（第 7 号））です。

次に、議案第107号 名取市いじめ防止対策調査委員会等条例の一部を改正する条例です。

次に、議案第108号 令和 6 年度名取市一般会計補正予算（第 8 号）です。

以上が市長提出議案 3 か件の内容です。

ただいま申し上げました提出議案の内容を勘案いたしまして、次第書の②今期臨時会の会期については、11月18日月曜日の 1 日限りとする案です。

令和 6 年第 5 回名取市議会臨時会に係る会期について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、令和 6 年第 5 回名取市議会臨時会に係る会期について、書記をして説明いたさせましたが、御意見等があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） それでは、お諮りいたします。

令和6年第5回名取市議会臨時会に係る会期につきましては、原案のとおり11月18日月曜日の1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。

よって、令和6年第5回名取市議会臨時会に係る会期につきましては、11月18日の1日限りとすることに決定いたしました。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。

○書記（若林 潤） 議案の取扱いについて説明いたします。

次第書1ページの（2）を御覧願います。併せて、資料1も御覧ください。次第書①議案書の送付については、去る11月11日月曜日に議員各位への配付が完了しております。

次に、②議案の上程については、11月18日月曜日、一般市政報告の後、上程を行います。

次に、③審議方法については、まず議案上程の後、市長より提案理由の説明を受けます。議案第106号及び議案第108号については、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。議案第107号については担当部長より補足説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、議案の取扱いについて書記より説明いたしましたが、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） それでは、お諮りいたします。

議案の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。

よって、議案の取扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、一般市政報告の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 一般市政報告の取扱いについて説明いたします。

次第書1 ページ（3）を御覧願います。①市政報告の件名は、職員の懲戒処分等についてです。

市長の市政報告については、先例（第1章第10節）によりまして、議長の諸報告の次に行うことと、質疑は許可するのが例である、とされています。

それにより、②取扱い案ですが、11月18日月曜日、諸般の報告の後、市長より報告を受け、質疑を行うとする案です。

一般市政報告の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、一般市政報告の取扱いについて、書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） それでは、お諮りいたします。

一般市政報告の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。

よって、一般市政報告の取扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 議員の派遣について説明いたします。

次第書の1 ページ下段と、資料2を御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するもので、今回は2か件に対し派遣するものです。

初めに、1 全国民間空港所在都市議会協議会役員会・実行委員会及び要望運動です。

派遣場所は東京都千代田区、派遣期間は令和6年11月20日水曜日です。派遣議員は、長南良彦議長です。

次に、2 名取市議会議員研修会です。

派遣場所は宮城県名取市、派遣期間は令和6年11月29日金曜日、派遣議員は全議員です。

次に、取扱い案については、次第書1ページの2の(1)の②に記載のとおり、議案第108号 令和6年度名取市一般会計補正予算(第8号)の採決の後に上程いたします。採決方法については、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです。議員の派遣について、説明は以上です。

○委員長(熊谷克彦) ただいま、議員の派遣について説明いたしましたが、御意見等があれば、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷克彦) お諮りいたします。議員の派遣につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷克彦) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時34分 散会

令和6年11月13日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦